

報道関係各位

令和8年2月20日

J-クレジットに新たに“牛のげっぷ由来のメタンガスを減らす

飼料添加物の使用”が追加！

～農業分野でのJ-クレジットの方法論が7つに拡大～

○J-クレジットの方法論に、新たに、牛のげっぷ由来のメタンガスを削減する「牛への飼料添加物を使用した飼料の給餌」が承認。

農林水産省は、みどりの食料システム戦略を推進し、畜産分野を含めた農林水産業の温室効果ガス削減に取り組んでいます。

令和7年12月18日に開催された第41回J-クレジット制度運営委員会において、「牛への飼料添加物を使用した飼料の給餌」の方法論が承認され、所定の手続きを経て、本日から新たにJ-クレジット制度の対象となりました。

これにより、J-クレジット制度における農業分野の方法論が7つに拡大しました。

1. 牛への飼料添加物を使用した飼料の給餌について

今般、J-クレジット制度において新たに対象となった方法論（※1）は、温室効果ガス削減の効果が認められた飼料添加物（※2）を添加した飼料を牛に給餌することで、牛の消化管内でメタンガスを発生させる菌の働きを抑制し、牛のげっぷ由来のメタンガス排出量を削減する仕組みです。今後、この方法論に基づく削減計画を登録し、実際の削減活動を実施したうえで所定の審査を受け、認証要件に適合していることが確認されると、削減量分の「クレジット」の認証を受けることができます。

（※1）方法論：クレジット認証の対象となる取組について、温室効果ガスの排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用条件や排出削減・吸収量を算定する方法、モニタリング方法等を定めたもの。

これまでの農業分野の方法論は、「家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌」、「家畜排せつ物管理方法の変更」、「茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料石灰窒素を含む複合肥料の施肥」、「バイオ炭の農地施用」、「水稻栽培における中干し期間の延長」、「肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌」の6つ。

(※2) 温室効果ガス削減の効果が認められた飼料添加物：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）の規定に基づき、カシューナッツ殻液、3-ニトロオキシプロパノール（3-NOP）の2種が温室効果ガス（GHG）削減剤として指定されている。

2. J-クレジット制度の活用について

J-クレジット制度は、温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証し、取引を可能とするものです。農林漁業者等による排出削減・吸収量が「見える化」されるとともに、農林漁業者等が、温室効果ガスの排出削減・吸収の取組により生じるクレジットから販売収入を得ることができます。

参考資料

➤ [農林水産分野のJ-クレジット制度：農林水産省](#)



大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室
担当者：地球温暖化対策班
代表：03-3502-8111（内線3289）ダイヤルイン：03-6744-2473